

「感染拡大防止対策」又は、回復期(ウィズコロナ・アフターコロナ)を見据えた「**新商品開発等の事業取組**」に係る経費の一部を支援します!!

感染対策等支援補助金

＜令和3年度 中小企業者感染対策等支援事業＞

▶ **新型コロナウイルス感染症の「感染拡大防止に向けた取組」、回復期(ウィズコロナ・アフターコロナ)を見据えた事業継続・業績向上につながる「新商品開発」の経費に対して、20万円を上限に補助金が出ます(補助率:2/3)** 支援対象者:敦賀市内に事業所を有する中小企業者等

＜申請の受付締切＞

令和3年6月30日(水)必着
(ただし、予算枠に達した時点で終了となります。)

**新型コロナに負けない
取組みを支援!!**

＜補助対象となる経費＞

- ①各業界において業種ごとに策定された**感染拡大予防ガイドライン** 又は、**県の感染拡大防止対策ガイドライン**をはじめとした**感染拡大防止対策**を実施するもの
例)サーキュレーター等の導入、パーテーションの設置、Wi-Fi環境整備初期費用 等
- ②EC サイト、キャッシュレス決済等の**非対面型事業**を実施するもの
例)EC モールへの初期出店料、EC サイト立ち上げに係る初期導入費 等
- ③回復期(ウィズコロナ・アフターコロナ)を見据えた事業継続のための**新たな商品開発やメニュー等開発事業**を実施するもの
例)飲食店での新メニュー開発、小売店での新商品開発

【注意】補助対象とならない経費の一例

- ・マスク、フェイスシールド、ペーパータオル、石鹸、洗剤、消毒液、手袋、体温計(非接触型を除く)等の衛生管理消耗品の購入費
- ・車両やパソコン、タブレット、携帯電話、カメラ等の汎用性があるものの備品購入費及び修繕費(ただし、キャッシュレス決済に必要なタブレット等を除く)
- ・新商品開発に伴う、広告宣伝費のみの事業や、原材料・資材等のみの購入事業
- ・補助対象期間外(事業実施期間外)に発注、購入、契約等をした経費

【申請から補助金受領までの流れ】



＜お問い合わせ・申請書提出先＞

敦賀商工会議所 中小企業相談所 (〒914-0063 敦賀市神楽町 2-1-4)

電話: 0770-22-2611 [8:30~17:00] (土日祝日除く)

URL: <http://www.tsuruga.or.jp>

敦賀商工会議所

検索



敦賀商工会議所 HP
QRコード

→ 裏面もご参照下さい。

【感染対策等支援補助金 概要】

補助対象事業	ガイドラインをはじめとした 感染拡大防止対策事業	ECサイト、キャッシュレス決済等 の非対面型事業	新商品開発事業								
補助限度額・ 補助率	20万円（補助率：3分の2）										
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・パーテーション、ビニールシート、仕切り板、タッチ式ディスプレイ（本体）等の感染防止用品購入費 ・通信工事費（ただし、Wi-Fi環境整備、注文・予約システム等の初期導入費のみ） ・事業用家屋の改修費、工事請負費 ・設備導入経費（機械装置・工具・建物付属設備購入費、その他附帯する費用） ・その他事業実施に必要と認められる費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ECモール等への初期出店費 ・ECサイト立上げに係る初期導入費 ・キャッシュレス決済に必要な機器類の購入費、環境整備費 ・その他事業実施に必要と認められる費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・回復期（ウイズコロナ・アフターコロナ）を見据えた事業継続のための新商品開発やメニュー等開発事業を実施するもの ・新商品開発に伴う原材料・資材等の購入は、新たな事業PRとしての広告宣伝費とセットで行うことを条件に、補助上限額は10万円以内とし、購入した原材料・資材等は事業期間中に使い切る事。 ・その他事業実施に必要と認められる費用 								
公募期間	令和3年4月19日（月）～令和3年6月30日（水）必着 ただし、予算枠に達した場合は、公募終了となりますので、予めご了承下さい。										
補助対象期間	交付決定日（申請を受理してから1～2週間以内）～令和3年12月24日（金）										
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者及び医療法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等（ただし、みなし大企業又は、暴力団若しくは暴力団員及びこれらと密接な関係を有する者との事業を行っているものを除く） <table border="1"> <tr> <td>製造業 その他</td> <td>資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人</td> </tr> </table>			製造業 その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人	卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人	小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人	サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
製造業 その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人										
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人										
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人										
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人										

＜申請に必要な書類＞ 下記①～③は、当所ホームページからダウンロードして下さい。

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（別紙1）
- ③誓約書（別紙2）
- ④経費の金額が確認できる書類の写し（見積書や金額が記載されたパンフレット等）
- ⑤直近の貸借対照表 及び 損益計算書の写し【法人】、
直近の確定申告書（第一表、第二表、所得税青色申告決算書[1～4面]、
又は収支内訳書[1・2面]）の写し【個人】

＜申請方法＞

- ・敦賀商工会議所HPより様式をダウンロードし、申請書等一式を敦賀商工会議所まで原則ご持参下さい。
【書類を持参する場合の受付時間：8時30分～17時（土日祝日除く）】